

回答書

1. 党規律規約9条(ロ)に、「各級選挙に際し、反対党の候補者を応援し、又は党公認候補者若しくは推薦候補者を不利におとしいれる行為」は処分の対象になると記載されています。

ご指摘の通り、これは党員が無所属で選挙に出ることを禁止したものではありませんが、無所属で出ることによって公認候補を不利におとしいれた場合は9条違反になると理解しています。

大阪府連に党員が無所属で出ることはいかないかと聞けば、出ることができると思います。聞き方の問題です。

参考のため過去の実例をお知らせします。私も2007年に府議会の公認候補の応援をしなかったため、市議会の公認を剥奪され、無所属で市会議員選挙に出ましたが、その当時の枚方支部長から府連の党紀委員会に訴えられ、党紀委員会はその申し入れを受理しています。但しその当時の党紀委員長の家事の都合で党紀委員会は直ぐに開催されず、選挙が終了してしまい、またその府議会議員も間もなく収賄で逮捕されたこともあり、結果党規委員会は開かれずに終わり、私への訴えは不問となりました。

2. 支部党紀員会の根拠は、党員の処分は支部の権限でないため、規

約には定められていませんが、支部の役員会等で設置することは可能です。但し権限は有しませんので、あくまでも方向性を協議するための協議機関であり、7月31日の会議においても府連の党紀委員会に申し出を行う条件を協議したものです。

前田、長友議員には別紙の党紀委員会の報告をしています。

3. 支部としては、前田、長友市会議員を公認しないと公に言ったことはありません。公認は府連の選挙対策委員会で決定するものであり、地域支部は府連の選対に支部の公認予定者を推薦するものであり、決定権はあくまで府連の選対です。

但し問い合わせがあった時には支部としては公認対象でないと答えています。前田、長友議員には、公認申請するように別紙の配達証明郵便で通知をしましたが、期日までに申請が無かったので、支部として公認手続きを行うことができません。

また長友氏の支部除名は支部のルールを守らなく、再三の注意にも従わなかったなので、支部を除名はしましたが、党員の除名は支部の権限でないので、それ以降も支部大会の案内など党員の権利に係ることの通知はしています。

但し、支部は除名していますので、支部役員の指名、支部の独自の

行事等への通知等はありません。

今後も問い合わせがあった時には、長友議員は支部を除名したこと、

前田、長友議員は支部の公認対象でないことは答えて参ります。